

給付規程 主な改正内容 (令和6年4月1日施行)

給付規程	項 目	主な改正内容	備考
第5条	弔慰金	・同居の義父母を対象から除外しその他の被扶養者の給付額2万円を2万5千円とする。	様式改正
第7条	人間ドック受診費用補助	・請求にあたり所属長の確認及び請求者印を不要とする。	様式改正
第8条	予防接種費用補助	・現職会員が61歳に達する年度以降に予防接種を受けた場合に2,000円を上限に実費相当額を給付する。 ・第7号様式に所定の事項を記入し領収書の写しを添付し提出する。	<新設> 1年度につき1回限り
第9条	資格取得費用補助	・現職会員が61歳に達する年度以降に資格取得のために受験した場合に5,000円を上限に実費相当額を給付する。 ・第8号様式に所定の事項を記入し領収書の写し等を添付し提出する。	<新設> 1年度につき1回限り